

法人税基本通達関係

1 固定資産の取得価額等

【新設】(被災者用仮設住宅の設置費用)

7-3-17の3 法人が、災害により被災した役員又は従業員（以下7-3-17の3において「従業員等」という。）の住居として一時的に使用する建物（以下7-3-17の3において「仮設住宅」という。）の用に供する資材（以下7-3-17の3において「仮設住宅用資材」という。）の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合において、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額につきその居住の用に供した日の属する事業年度において費用として経理したときには、これを認める。

法人が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する場合には、通常
の例により償却するものとするが、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合
には、その見積使用期間を基礎として償却することを認める。この場合において、当該
見積使用期間を基礎として償却を行うときは、その取得価額から当該見積使用期間に基
づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算するものとする。

(注) 法人が、仮設住宅の一部を自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合に
おいても、同様とする。

【解説】

1 本通達では、法人が災害により被災した役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のために、住居として一時的に使用する建物（以下「仮設住宅」という。）を設置した場合にその設置に要する費用に関する取扱いを定めている。

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震でもみられたように、法人が行う被災した従業員等に対する仮設住宅の提供は、災害という緊急性に鑑みてその拠出が行われるものであり、また、人道的見地や社会的要請に基づいて行われるものが多いものと考えられる。

一般的に仮設住宅は、避難生活を余儀なくされた被災者がその生活を再建するまでの間、一時的に使用されるものであり、被災者がそれまで住んでいた仮設住宅を退去した後は、解体や取壊しが行われることから、その組立て、設置費用の支出効果が及ぶ期間も短期間となる。

そこで、法人が、被災した従業員等の仮設住宅の用に供する資材（以下「仮設住宅用資材」という。）の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額について、その居住の用に供した日の属する事業年度において費用として経理したときには、これを認めることとしている。

2 本通達は、平成28年4月の熊本地震に際して公表した個別通達を基本通達として整理したものであるが、その適用に当たっては、次のことに留意する必要がある。

法人が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する（仮設住宅として使用した後に他の用途に転用・再利用する）ことを予定している場合には、通常の場合により、原則として、耐用年数省令別表第一に掲げる「建物」の「簡易建物」の「仮設のもの」

の7年で減価償却することとなるのであるが、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合には、仮設住宅に使用すると見込まれる期間（1年未満の端数は切り捨てる。以下「見積使用可能期間」という。）を耐用年数として償却することが認められる。ただし、この場合においては、その取得価額から当該見積使用可能期間に基づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算することに注意しなければならない。

- 3 なお、法人が自己の従業員等のために設置した仮設住宅について、その一部を自己の従業員等以外の被災者に提供した場合であっても、このような仮設住宅の提供が、災害という緊急性を鑑みて、人道的見地や社会的要請に基づいて行われたものであるときには、本通達と同様に取り扱って差し支えないものと考えられる。

そこで、本通達の注書きにおいて、このことを明らかにしている。

- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通6-3-27の2）を定めている。